別表 2 BELS評価業務 非住宅建築物に係る評価料金

【モデル建物法】 (税別、単位:円)

五徒 (n²)	用途分類 (別表 3 による)		
面積(㎡)	A種	B種	C種
300 未満	120,000	60,000	40,000
300~2,000 未満	170,000	90,000	70,000
2,000~3,000 未満	190,000	110,000	90,000
3,000~4,000 未満	210,000	140,000	110,000
4,000~5,000 未満	240,000	170,000	130,000
5,000~10,000 未満	280,000	200,000	160,000
10,000~20,000 未満	330,000	240,000	190,000
20,000~50,000 未満	380,000	300,000	220,000
50,000~100,000 未満	470,000	370,000	280,000
100,000~200,000 未満	610,000	450,000	360,000
200,000~	850,000	570,000	450,000

【標準入力法(主要室入力法を含む)】

(税別、単位:円)

五徒 (m²)	用途分類(別表 3 による)		
面積(㎡)	A種	B種	C種
300 未満	170,000	120,000	90,000
300~2,000 未満	280,000	170,000	150,000
2,000~3,000 未満	330,000	200,000	190,000
3,000~4,000 未満	380,000	240,000	210,000
4,000~5,000 未満	420,000	280,000	240,000
5,000~10,000 未満	490,000	330,000	280,000
10,000~20,000 未満	570,000	380,000	330,000
20,000~50,000 未満	660,000	450,000	380,000
50,000~100,000 未満	800,000	570,000	470,000
100,000~200,000 未満	1,040,000	710,000	610,000
200,000~	1,370,000	900,000	760,000

<別表2注意事項>

- ※1 A種、B種、C種の用途分類の適用については別表3による。
- ※2 別表2の面積の算定については、次のとおり適用する。ただし、その適用が著しく不合理であるとERIが認めた場合は、別途判断する。
 - ①建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。
 - ②建築物の一部を評価の対象とした場合は、その対象部分の床面積により料金を算定する。
 - ③建築物の部分が省エネ計算における計算対象外の室となる場合は、当該部分の床面積を減じた面積とする。
- ※3 一つの申請範囲に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。ただし、その適用が著し く不合理であるとERIが認めた場合は、別途判断する。
 - ①一部にでもA種が含まれるときはA種
 - ②A種が全く含まれず、一部にでもB種が含まれるときはB種
- ※4 計画変更の料金は、計画変更申請時の面積に応じて別表2から算定される料金の10分の6 の額とする。ただし、次の場合はそれぞれに記載のとおりとする。
 - ①計算に係らない申請者情報等の評価書記載事項のみの変更については、10,000円(税別)とする。
 - ②対象となる建築物に係る直前の評価を他機関が行っている場合は、新たに評価の申請を受けたものとして別表2の記載の料金を適用する。
- ※5 改修前後の評価を行う場合は、別表2記載の各料金に当該料金の10分の5の額を加算した額とする。
- ※6 適合性判定、低炭素建築物新築等計画の技術的審査、性能向上計画認定に係る技術的審査、 基準適合認定に係る技術的審査のいずれかの結果を利用した申請の場合は、別表2記載の料 金によらず、一律10,000円(税別)とする。この場合において、外皮性能の審査を追加 して行うときは、別表2記載の料金の10分の1の額を加算する。その他ERIが合理的に 審査できると判断した場合は、減額できるものとする。
- ※7 ZEB Oriented 及び建物用途を対象とした ZEB の表示を希望する申請の場合は、別表 2 記載の料金によらず、第12条第5項に基づき別途決定する。
- ※8 第10条第4項に定める再交付の料金は、評価書一通につき10,000円(税別)とする。

別表 3 用途分類

確認申請上の用途区分コードにより以下の分類とする。

図書館その他これに類するもの	分類	BELS評価の対象となる建築物の確認申請上の用途		
博物館その他これに類するもの 8150 美術館その他これに類するもの 08152 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 08160 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 08170 助産所 (入所する者の寝室があるものに限る。) 08190 助産所 (入所する者の寝室がないものに限る。) 08192 児童福祉施設等 (前3項に掲げるものを除く。次項において同じ。) (入所する者の寝室があるものに限る。) 08210 児童福祉施設等 (入所する者の寝室がないものに限る。) 08220 公衆浴場 (樹室付浴場業に係る公衆浴場を除く。) 08230 診療所 (患者の収容施設のあるものに限る。) 08240 診療所 (患者の収容施設のあるものに限る。) 08250 病院 08260 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 体育館又はスポーツの練習場 (前項に掲げるものを除く。) 08380 ホテルスは旅館 映画スタジオ又はテレビスタジオ 08480 映画スタジオ又はテレビスタジオ 08480 駅場、映画館又は演芸場 08550 展示場 08560 ダンスホール 08590 個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの 4860 が稚園 小学校 08080 38080 38080 38380 48381 小学校 08080 3	刀規			
美術館その他これに類するもの		図書館その他これに類するもの	08140	
#神社、寺院、教会その他これらに類するもの 08170		博物館その他これに類するもの	08150	
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの		美術館その他これに類するもの	08152	
助産所 (入所する者の寝室があるものに限る。) 08190 助産所 (入所する者の寝室がないものに限る。) 08192 児童福祉施設等 (前3項に掲げるものを除く。次項において同じ。) (入 所する者の寝室があるものに限る。) 08210 児童福祉施設等 (入所する者の寝室がないものに限る。) 08220 公衆浴場 (個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。) 08230 診療所 (患者の収容施設のあるものに限る。) 08240 診療所 (患者の収容施設のないものに限る。) 08250 病院 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 体育館又はスポーツの練習場 (前項に掲げるものを除く。) 08370 ホテル又は旅館 08400 映画スタジオ又はテレビスタジオ 08480 劇場、映画館又は演芸場 08530 観覧場 08540 公会堂又は集会場 08550 展示場 08560 ダンスホール 08590 個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの 08600 幼稚園 08070 小学校 08080		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160	
助底所 (入所する者の寝室がないものに限る。)		老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170	
 児童福祉施設等(前3項に掲げるものを除く。次項において同じ。)(入所する者の寝室があるものに限る。) 児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。) 公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。) 診療所(患者の収容施設のあるものに限る。) 施療所(患者の収容施設のないものに限る。) 施療所(患者の収容施設のないものに限る。) 病院 本・リング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。) ホテル又は旅館 映画スタジオ又はテレビスタジオ ・服覧場 ・公会堂又は集会場 ・服房場 ・の8590 展示場 ・の8590 横宮付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好育心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの ・の8060 幼稚園 ・の8070 小学校 の8080 養務教育学校 の8082 		助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	08190	
所する者の寝室があるものに限る。) 児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。) の8220 公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。) 診療所(患者の収容施設のあるものに限る。) 診療所(患者の収容施設のあるものに限る。) 病院 の8260 病院 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。) ホテル又は旅館 映画スタジオ又はテレビスタジオ 劇場、映画館又は演芸場 の8530 観覧場 の8540 公会堂又は集会場 の8550 展示場 の8560 ダンスホール 個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 幼稚園 の8070 小学校 の8080		助産所 (入所する者の寝室がないものに限る。)	08192	
公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)			08210	
診療所 (患者の収容施設のあるものに限る。)		児童福祉施設等 (入所する者の寝室がないものに限る。)	08220	
診療所 (患者の収容施設のないものに限る。)		公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08230	
病院		診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	08240	
A種 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場		診療所 (患者の収容施設のないものに限る。)	08250	
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。) 08380 ホテル又は旅館 08400 映画スタジオ又はテレビスタジオ 08480 劇場、映画館又は演芸場 08530 観覧場 08540 公会堂又は集会場 08550 展示場 08560 ダンスホール 08590 個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの 08600 幼稚園 08070 小学校 08080 義務教育学校 08082	A 155	病院	08260	
体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。) 08380 ホテル又は旅館 08400 映画スタジオ又はテレビスタジオ 08480 劇場、映画館又は演芸場 08530 観覧場 08540 公会堂又は集会場 08550 展示場 08560 ダンスホール 08590 個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの 08600 幼稚園 08070 小学校 08080 義務教育学校 08082	A種		08370	
ホテル又は旅館08400映画スタジオ又はテレビスタジオ08480劇場、映画館又は演芸場08530観覧場08540公会堂又は集会場08550展示場08560ダンスホール08590個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの08600住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの08060幼稚園08070小学校08080義務教育学校08082			08380	
劇場、映画館又は演芸場 08530 観覧場 08540 公会堂又は集会場 08550 展示場 08560 ダンスホール 08590 個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの 08600 日本で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 08060 幼稚園 08070 小学校 08080 義務教育学校 08082		ホテル又は旅館	08400	
観覧場08540公会堂又は集会場08550展示場08560ダンスホール08590個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの08600佐宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 幼稚園08060小学校 義務教育学校08080208082		映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480	
公会堂又は集会場 08550 展示場 08560 ダンスホール 08590 個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの 08600 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 08060 幼稚園 08070 小学校 08080 義務教育学校 08082		劇場、映画館又は演芸場	08530	
展示場08560ダンスホール08590個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの08600住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの08060幼稚園08070小学校08080義務教育学校08082		観覧場	08540	
ダンスホール08590個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの08600住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの幼稚園08070小学校08080義務教育学校08082		公会堂又は集会場	08550	
個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの		展示場	08560	
プ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好 奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これら に類するもの		ダンスホール	08590	
奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの位宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの08060幼稚園08070財種小学校08080義務教育学校08082		個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリッ		
奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの08060幼稚園08070B種小学校08080義務教育学校08082		プ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好		
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 08060 幼稚園 08070 小学校 08080 義務教育学校 08082		奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これら	08600	
均稚園08070Date小学校08080義務教育学校08082		に類するもの		
B種 小学校 08080 義務教育学校 08082		住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060	
義務教育学校 08082		幼稚園	08070	
	B種	小学校	08080	
中学校、高等学校又は中等教育学校 08090		義務教育学校	08082	
		中学校、高等学校又は中等教育学校	08090	

	特別支援学校	08100	
	大学又は高等専門学校	08110	
	専修学校	08120	
	各種学校	08130	
	幼保連携型認定こども園	08132	
	保育所その他これに類するもの	08180	
	巡査派出所	08270	
	公衆電話所	08280	
	郵便法(昭和 22 年法律第 165 号)の規定により行う郵便の業務の用 に供する施設(郵便局)	08290	
	地方公共団体の支庁又は支所	08300	
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの	08330	
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売		
	場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類す	08390	
	るもの		
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるも		
	の、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並び		
	に田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主た	08440	
B種	る目的とするものを除く。)		
	飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で		
	生産された農作物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを		
	除く。)		
	食堂又は喫茶店	08452	
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その		
	他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自		
	転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗		
	で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用したる場合になっては、その出力の合計が0.75 キロロット以下のもの		
	する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のもの		
	に限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、	08456	
	菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域		
	で生産された農作物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内		
	のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キ		
	ロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他		
	これらに類する施設		
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これ	08458	
	らに類するサービス業を営む店舗		

【2021年3月31日までの申請に適用】

	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる	
B種	目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的と	
107里	する飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆	
	腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする	08650
	食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。) で作業場の床面	
	積の合計が 50 平方メートル以内のもの (原動機を使用する場合にあっ	
	ては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)	
	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定す	00000
	る施設	08320
	工場(自動車修理工場を除く。)	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	自動車教習所	08410
	畜舎	08420
C種	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
要相談	その他	08990

別表4 BELS評価業務 住宅に係る評価料金

(税別、単位:円)

_	審査条件		審査条件	料金
宅の住宅部分戸建ての住宅/併用	単独審査		単独審査	30,000
	併願審	願対象業	設計住宅性能評価	
			長期優良住宅認定技術的審査	
			低炭素認定技術的審査	10,000
			性能向上計画認定技術的審査	
住	査	4 55	基準適合認定技術的審査	
			審査条件	料金
共同住宅等	単独審査(住戸のみ)		(住戸のみ)	基本料金+戸あたり料金×対象住戸数 ・基本料金 100,000 ・戸あたり料金 2,000
	単独審査(建築物全体)		(建築物全体)	基本料金+戸あたり料金×総住戸数+共 用部料金 ・基本料金 100,000 ・戸あたり料金 2,000 ・共用部料金 100,000
	併願審	顧対	設計住宅性能評価	
			長期優良住宅認定技術的審査	
			低炭素認定技術的審査	上記審査料金の2分の1の額とする
	査	業務	性能向上計画認定技術的審査	
	н.	표 3/7	基準適合認定技術的審査	

<別表4注意事項>

- ※1 共同住宅等の単独審査において住戸の審査と建築物全体の審査の両方を行う場合の料金は、 建築物全体の審査の額とする。
- ※2 共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等の料金は一戸建ての住宅の料金に2を乗じた額とする。
- ※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とする。
- ※4 長屋で建築物全体の評価を行う場合は、共同住宅等の住戸のみの額とする。
- ※5 併願審査の場合の料金適用は、別表4記載の併願対象業務と同じ計算内容であって、同じ窓口に同時に提出される場合に限る。
- ※6 計画変更の評価料金は当初の申請で適用された料金の10分の5の額とする。ただし、次の

- 場合はそれぞれのとおり適用する。
- ①計算に関係しない申請者情報等の評価書記載事項のみの変更については、10,000円 (税別)とする。
- ②共同住宅等の場合、①の「10,000円」を「一通につき 10,000円」と読み替える。なお、この適用が著しく不合理であると ERI が認めた場合は別途判断する。
- ③直前の評価を他機関が行っている場合は、新たに評価の申請を受けたものとして別表 2 記載の料金を適用する。
- ※7 改修前後の評価を行う場合は、別表4記載の各料金に当該料金の10分の5を加算した額と する。
- ※8 一戸建ての住宅について、あらかじめERIが指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出した場合は、別表4記載の料金を減額できることとする。
- ※9 第10条第4項に定める再交付の料金は、評価書一通につき10,000円(税別)とする。